

市道桂町第 97 号線及び市道桂町第 541 号線道路整備事業(上郷公田線道路整備事業)(横浜市栄区桂町西二丁目地内から同市栄区公田町地内まで)の事業認定に係る神奈川県土地収用事業認定審議会の議事要旨

会議及び議事録については、神奈川県土地収用事業認定審議会運営規程第 7 条第 1 項ただし書の規定に基づき、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ等があるため、非公開とした。このため、第 8 条ただし書の規定に基づき、次のとおり議事要旨を公開する。

- 1 開催日及び場所 第 1 回 平成 27 年 6 月 4 日 (木) 県庁新庁舎内会議室
第 2 回 平成 27 年 8 月 3 日 (月) 神奈川自治会館内会議室
- 2 議 題 市道桂町第 97 号線及び市道桂町第 541 号線道路整備事業(上郷公田線道路整備事業)(横浜市栄区桂町西二丁目地内から同市栄区公田町地内まで)の事業認定関係

3 議事要旨

土地収用法第 25 条の 2 第 2 項の規定に基づき神奈川県知事から神奈川県土地収用事業認定審議会に付議された市道桂町第 97 号線及び市道桂町第 541 号線道路整備事業(上郷公田線道路整備事業)(横浜市栄区桂町西二丁目地内から同市栄区公田町地内まで)について、神奈川県土地収用事業認定審議会において審議した結果、「土地収用法第 20 条の規定に基づき事業の認定をすとの神奈川県知事の判断を相当と認める。」との意見が議決された。

神奈川県土地収用事業認定審議会における各委員の意見は次のとおりであった。

- ・ 起業者は、想定していなかった環境への悪影響に備え、工事施工後も含め環境への影響(大気質、騒音、振動)に係る事後調査を行った方がよいのではないかと。
- ・ 高齢化が進む中、新たな街づくりや地域住民の利便性の向上、地域活性化の観点からも、事業の公益性が認められるのではないかとと思われる。